

アクセスFSA 第9号 (2003年8月)



「あすへの投資を考える タウンミーティング イン 広島」に竹中大臣が出席 (7月27日)



政府広報番組「明日への架け橋」(テーマ:中 小企業金融)での伊藤副大臣(6月28日放送)

目 次

【トピックス】

- 金融審議会金融分科会第二部会(第14回)報告について
- 「保険業法の一部を改正する法律(契約条件の変更手続の整備)」について
- 「金融持株会社に係る検査マニュアル」の発出について
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の概要について
- 15年3月期の不良債権の状況等について
- ヤミ金融対策法の概要について
- 「あすへの投資を考えるタウンミーティング イン 広島」の開催について
- O 財務局長会議の開催について
- O 竹中大臣の訪米について

【中小企業金融特集】

- ☆ 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」について
- ☆ 金融便利帳 今月のキーワード:リレーションシップバンキング
- ☆ 貸し渋り・貸し剥がしホットラインについて
- ☆ 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」についての各種広報展開

【法令解説】

○ 保険業法の一部を改正する法律(平成15年法律第39号、法律第129号)

【金融ここが聞きたい!】

- 先日、GDP4-6月期速報値が発表されましたが、(1)デフレ脱却の兆しが見えてきたのでしょうか? (2)また、日本経済が転換点を迎えたと見ていいのでしょうか?
- 金融審議会金融分科会第二部会において、信託業のあり方、金融機関に対する公的資金制度のあり方、 及び繰延税金資産の取扱いを含む自己資本比率規制について報告されましたが、金融庁としてどのよう に今後の行政に反映させていくのですか?

【お知らせ】

【7月の主な報道発表等】



【トピックス】

<金融審議会金融分科会第二部会(第14回)報告について>

1 平成15年7月28日、金融審議会金融分科会第二部会(第14回)が開催されました。部会においては、第二部会の各ワーキンググループ(信託に関するWG、自己資本比率規制に関するWG、公的資金制度に関するWG)の座長及び事務局から、①「信託業のあり方に関する」中間報告、②「自己資本比率規制に関する」経過報告、③「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」報告及び④「保険業法の一部を改正する法律案」の国会審議結果等についての報告を行いました。

これらの報告等を受け、委員より様々な観点から、闊達なご議論をいただき、審議の結果、「信託業のあり方に関する中間報告書」及び「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」の報告は、部会報告として了承されました。また、「自己資本比率規制に関する経過報告」については、これを公表することが了承されました。

※ 報告書等の本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「審議会など」から、「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」、「信託業のあり方に関する中間報告書」にアクセスしてください。なお、「自己資本比率規制に関する経過報告」については、「報道発表など」の「「第 14 回金融審議会金融分科会第二部会資料」(平成 15 年 7 月 28 日開催)(平成 15 年 7 月 29 日)」からご覧になれます。

また、自由討議における主な意見等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「審議会など」から、「金融審議会」に入り、「議事録等(第二部会 第14回平成15年7月28日開催分 議事要旨)」にアクセスしてください。

- 2 今後、金融庁としては、①「信託業のあり方に関する中間報告書」を踏まえ、15 年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向けて作業を進めていくこととしています。
 - ②「自己資本比率規制に関する経過報告」については、本経過報告を踏まえ、「自己資本規制比率に関するWG」において、更に検討を進めていただきたいと考えており、具体的な会合の日程等については、座長等と相談しつつ、本年、9月頃から再開していただくことを考えています。
 - ③「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」の報告については、部会の報告が幅広い提言となっていることを踏まえ、金融庁内にプロジェクトチームを設置し、更に総合的に検討していくこととしております。



<「保険業法の一部を改正する法律(契約条件の変更手続の整備)」について>

1. はじめに

保険契約者等の保護の観点から保険契約の契約条件の変更をする場合の手続を整備することを内容とした「保険業法の一部を改正する法律」が、7月18日に国会で成立し、7月25日に公布されました(平成15年法律第129号)。

2. 改正の趣旨

我が国の生命保険を取り巻く環境は、保有契約高の減少や株価の低迷等に加え、過去約束した予定 利率よりも実際の運用利回りの方が下回る、いわゆる「逆ざや」の問題により、一層厳しいものとなっています。特に、生命保険では長期の契約が多く、過去の高い予定利率の契約が多く残っている一方、超低金利の継続により実際の運用利回りは低下しており、「逆ざや」が多くの生命保険会社の経営上の構造的な問題となっています。

こうした中、「逆ざや」によって生命保険会社が経営破綻に直面する前に、契約条件の変更を行い、「逆ざや」を改善して破綻を回避できるのであれば、保険契約者にとっても利益となることもあるとの考え方の下、契約条件の変更の問題について幅広く検討が行われました。そして今般、保険契約者等の保護を図るための「新たな選択肢」として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続により契約条件の変更を可能とする手続の整備を行うこととしたものです。

3. 改正の概要

(1) 契約条件の変更の申出

保険業の継続が困難となる蓋然性がある保険会社は、その判断により契約条件の変更の申出を行うことができます。

ただし、契約条件の変更が、保険契約者等の保護のためにやむを得ない状況でなくてはなりません。

(2) 保険会社・保険契約者間の手続

保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、株主総会(相互会社の場合は、社員総会(総代会を設けているときは、総代会))の特別決議を経なければなりません。また、変更対象契約者による異議申立て手続も経る必要があります。

変更対象契約者の10分の1を超える異議があった場合には、契約条件の変更はできません。

(3) 保険契約者等に対する通知

保険会社は、株主総会等の召集通知や、変更対象契約者に対する通知等において、①契約条件の変更がやむを得ない理由、②契約条件の変更の内容、③契約条件の変更後の業務及び財産の状況、④基金及び保険契約者等以外の債務者に対する債務の取扱いに関する事項及び⑤経営責任に関する事項等を示さなければなりません。

契約条件の変更手続は、保険会社がこれらの事項を示し保険契約者等の十分な理解を求めた上で、行われることとなります。

(4) 契約条件の変更の限度

契約条件の変更は、それまで積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならないこととされています。したがって、今回の手続による契約条件の変更では、破綻時に行われているような責任準備金のカットは行われません。

また、予定利率の変更についても保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して、政令により下限は3%と定められています。

(5) 行政当局による承認

契約条件の変更は、基本的には保険会社・保険契約者間の自治的な手続により行われるものですが、保険契約者等の保護を図る観点から、行政当局が承認等を行うこととしています。



具体的には、行政当局は、契約条件の変更の申出等の承認に加え、変更案の提出を受けて、契約条件の変更案の承認をすることとなります。この際、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられているか、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当であると認められるか等について審査をします。なお、必要に応じて民間の専門家を保険調査人に選任し、契約条件の変更の内容等について調査させることもあります。

(6) その他

その他、基金に係る債務の免除を受けた場合の取扱いなど、所要の規定の整備を行っています。

4. 施行期日

今回の改正は、平成15年8月24日から施行されます。

なお、今回の改正は、将来の破綻を予防し、保険契約者等の保護を図るためにやむを得ない場合に、 保険契約者の十分な理解を求めた上で契約条件の変更を可能とする「新たな選択肢」を追加したもの であり、この改正の施行によって当然に契約条件の変更が行われるものではありません。

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第 156 回国会における金融庁関連法案」に入り、「保険業法の一部を改正する法律(平成 15 年 5 月 23 日提出、平成 15 年 7 月 18 日成立)」にアクセスしてください。また、今号の「法令解説」のコーナーでも、より詳細な解説記事を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

< 「金融持株会社に係る検査マニュアル」の発出について>

(はじめに)

金融庁検査局では、持株会社方式による経営統合の進展や主要銀行グループにおける通年・専担検査の導入を踏まえ、金融持株会社に対する検査における着眼点を明確にし、また、金融行政の一層の透明性を確保するため、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備に向けて、昨年9月に当庁職員(商法学者、公認会計士及び証券取引等監視委員会職員を含む。)のほか、銀行・保険・証券各業界や公認会計士の参加を得て、「金融持株会社に係る検査マニュアルワーキンググループ」を設置しました。同ワーキンググループにおける検討を経て、平成15年4月30日付で「金融持株会社に係る検査マニュアル」(案)を公表し、これに対するパブリックコメントを募集しました。

その際にお寄せいただいたご意見等を踏まえて更に検討を行い、平成 15 年 7 月 29 日付で「金融持株会社に係る検査マニュアル」通達として関係各部署に発出するとともに同日公表しました。

(金融持株会社に係る検査マニュアルの概要について)

1. 本マニュアルの構成

第1 基本的考え方

- 1. 金融持株会社に対する検査の目的及び位置づけ
- 2. 金融持株会社グループに係る着眼点
- 3. 検査マニュアルの位置づけ等
- 4. 検査実施上の留意点等

第2 チェックリスト

I. 銀行持株会社に係るチェックリスト



- i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
- ii. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- Ⅱ. 保険持株会社に係るチェックリスト
 - i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ii. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- Ⅲ. 証券持株会社に係るチェックリスト
 - i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ii. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

2. 概要

- (1) 本マニュアルは、金融持株会社(注1)に対する検査に際し、金融持株会社グループ(注2)において構築されている法令等遵守態勢及びリスク管理態勢が、金融持株会社の子会社である金融機関(注3)の健全性等の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点を整理した、検査官の手引書です。
 - (注1)本マニュアルにおける「金融持株会社」とは、銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」又は証券取引法第59条第1項に定める証券会社を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項第1号に規定する持株会社)のいずれか、又はこれらの複数に該当する持株会社をいいます。なお、「長期信用銀行持株会社」に係る本マニュアルの適用については、特段の定めがない限り、「銀行持株会社」に係るものを準用します。
 - (注2) 本マニュアルにおける「金融持株会社グループ」とは、①金融持株会社、②その子会社である金融機関及び③当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいいます。
 - (注3) 本マニュアルにおける「金融機関」とは、銀行、保険会社、証券会社をいいます。
- (2) 持株会社の機能や役割に着目し、主に以下のような点について適切な管理態勢が構築されているか等を検証するためのチェックポイントを設けました。
 - ① 持株会社による適切な資本政策について
 - グループとしての適切な資本の維持に努めているか。
 - グループ内の各子会社への適切な資源配分が行われているか。
 - 持株会社が調達した資本が真の資本の充実につながるものとなっているか。
 - ・ 増資に関するコンプライアンス態勢が適切なものであるか。
 - ② グループ内取引等について
 - ・ グループ内取引等は、グループ内でのリスク移転を伴う側面があり、銀行等の業務の健全性 等に重大な影響を及ぼす可能性があることに鑑み、適切なリスク管理態勢を整備しているか。
 - ・ グループ内において取引の公正性が歪められたり、銀行等の業務の適切性が損なわれるよう な取引等が行われないよう、法令等遵守態勢が整備されているか。
 - ・ 持株会社が受け取る経営管理料や配当が銀行等の健全性を著しく損なうようなものとなって いないか。
 - ③ 顧客情報管理について
 - ・ グループ内における顧客情報の共有について、法令等に抵触した取扱いが行われないような 態勢が整備されているか。
 - ④ グループとしての危機管理体制の構築について
 - ・ 持株会社形態であることにより、グループ内の会社において顕在化したリスクが風評やグループ内取引等を通じ、グループ内の銀行等に波及し、当該銀行等の健全性が損なわれる可能性がある。
 - ・ こうしたリスクに的確に対応できる態勢が整備されているかどうか。



- ⑤ 子会社である金融機関の健全性の把握について
 - ・ 金融持株会社が子会社である銀行等の健全性(自己資本比率、ソルベンシーマージン比率、 自己資本規制比率などの指標等)を的確に把握しているか。
- ⑥ グループとしての適切なリスク管理態勢の構築
 - ・ グループとして適切なリスク管理が行われる態勢となっているか。例えば、子会社である銀行等からグループ内の他の会社に問題債権が移管された場合においても、リスク管理が適切に 行われているか、など。

3. 本マニュアルの適用に当たっての留意事項

金融持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なります。また、現実に存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって様々であり、その結果、グループにおける管理態勢や金融持株会社が担う役割も、異なる特色を有しています。

本マニュアルは、こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容の全てを各々の金融持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではありません。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に記述されている言葉通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である金融機関の業務の健全性や適切性の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画ー的な運用に陥らないような配慮が必要となります。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である金融機関の業務の健全性や適切性の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要があります。

検査官は、まず、金融持株会社グループの実態を十分に把握した上で、本チェックリストを活用しながら、金融持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、 立入検査に際しては、金融持株会社と十分な意見交換を行う必要があります。

4. 適用時期

平成15検査事務年度(平成15年7月)より実施する検査から適用します。

※ パブリックコメントの結果や「金融持株会社に係る検査マニュアル」をご覧になりたい方は、金融 庁ホームページの「報道発表など」から<u>「「金融持株会社に係る検査マニュアル」通達の発出について</u> (平成 15 年 7 月 29 日)」にアクセスしてください。

<銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律 の概要について>

平成15年5月30日に国会に提出された「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」が7月25日に国会で成立し、8月1日に公布されました(平成15年法律第135号)。

I 背景

平成14年6月以降株式市場は下落基調に転じ、平成15年に入っても依然低水準で推移していました。こうした中、銀行の保有株式の市場への放出が株価の下げ圧力となっているとの見方があること



や、当初平成16年末とされていたいわゆる新BIS規制の導入が平成18年末に延期されたことを背景に、5月8日に与党金融政策PTにおいて取りまとめられた「当面の緊急金融・経済政策」において、市場対策の一つとして、株式保有制限の延期及び銀行等保有株式取得機構の機能改善が盛り込まれ、議員提案で国会に提出されました。

Ⅱ 銀行等の株式保有制限の適用時期の2年延長

わが国の銀行が相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行の財務面の健全性、ひいては銀行に対する信認や金融システムの安定性に影響を与えかねないことを鑑み、銀行の株式保有を制限し、適正な規模に縮減することとしています。このため、銀行及びその子会社等は、当分の間、連結ベースで、その自己資本(Tier 1)に相当する額を超えて株式等を保有してはならないこととします。この措置は、当初平成 16 年 9 月 30 日から適用する予定でありましたが、今回の改正法により平成 18 年 9 月 30 日に延期されることとなりました。

Ⅲ 銀行等保有株式取得機構の機能改善

株式保有制限の導入に伴い、銀行は一定期間に相当程度の株式を処分する必要がありますが、このことが短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあります。このため、市場売却を補完するセーフティーネットとして銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)を設立し、銀行の株式処分が円滑に進められるようにしています。

(1) 法律施行日以降から8%の売却時拠出金の廃止

機構による合計買取額は平成15年4月25日現在2,181億円にとどまっていました。この原因としては、機構に株式を売却する場合には8%の拠出金を納める必要があり、更に、このために自己資本比率規制上、株式を売却したことにならないということが指摘されてきました。持合い解消が株式市場の低迷の原因の一つとして挙げられる中で、機構がその本来の役割を十分に果たせるよう、8%の売却時拠出金を廃止することとしました。

(2) 事業法人からの銀行株買取枠の拡大

事業法人からの銀行株の買取りについては、事業法人による持合い解消の動きに対応するとともに、銀行による持合い株式の処分を容易にするために導入されたものです。これまでのところ、この制度は十分に活用されていませんでしたが、事業法人からの銀行株の買取額を銀行による事業法人株の売却額と同額までとすることにより、持合い解消の動きに、より一層適切に対応できるようになると考えられます。

(3) 銀行等保有株式取得機構の株式売却期限の延長

機構の存続期間の延長を行い、機構は株式買取後、少なくとも10年間(平成29年3月31日まで)株式を保有することが可能となります。このように、十分な売却期間が設定されることにより、機構はより有利な時期に株式を売却することが可能となることから、機構の解散時に株式売却損が生じるリスクは軽減されるものと考えています。

<平成15年3月期の不良債権の状況等について>

平成 15 年 3 月期の全国銀行の不良債権(金融再生法開示債権ベース)は 35.3 兆円となっており、平成 14 年 3 月期の 43.2 兆円と比べて \blacktriangle 7.9 兆円の減少となっています。

不良債権の増減を区分別にみると、比較的リスクの小さい要管理債権については、若干の増加(+0.1 兆円)となったものの、よりリスクの大きい危険債権及び破産更生等債権については、大幅な減少(▲



8.0兆円)となりました。

全体として不良債権が減少した主な要因としては、14年9月期と同様、引き続き厳しい経済情勢の下、 債務者の業況悪化に伴う不良債権の新規発生がみられたものの、それを上回る積極的なオフバランス化 (▲15.1 兆円) が進展したことが挙げられます。

※ 平成15年3月期の不良債権の状況等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「「15年3月期における不良債権の状況等 (ポイント)」(平成15年8月1日)」にアクセスしてください。

<ヤミ金融対策法の概要について>

1. ヤミ金融対策法成立の背景

近年、ヤミ金融と呼ばれる貸金業の無登録営業、違法な高金利による貸付け、悪質な取立てなど違法行為が多発し、大きな社会問題となっています。こうした状況を受け、ヤミ金融の被害を未然に防止し、被害者の救済に資するよう、違法業者を厳しく取り締るとともに、借り手を保護するために必要な措置を講じるべく、今般、議員提案により「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。いわゆるヤミ金融対策法。)」が提出され、7月25日に国会で成立し、8月1日に公布されました(平成15年法律第136号)。

2. ヤミ金融対策法の内容

(1)貸金業の登録要件の見直し

過去において貸金業登録を取り消された者及び一定の犯歴者に関する登録拒否期間の延長、暴力団員等及び貸金業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない者等の排除など

(2) 無登録業者が行う一定の行為に対する規制の強化

無登録業者による広告・勧誘の禁止、貸金業者に対する取立行為規制等の無登録業者への適用など

(3) 取立行為規制の強化

取立に当たり禁止される行為の明確化、書面等による取立における一定事項の記載の義務付けなど

(4) 貸金業務取扱主任者制度の創設

貸金業に関する法令の規定を遵守し、業務を適正に実施するために必要な助言、監督を行う貸金 業務取扱主任者の営業所ごとの選任及び貸金業務取扱主任者の研修受講の貸金業者への義務付け

(5) 罰則の強化

貸金業の無登録営業等に関する罰則及び出資法に違反する高金利の契約に対する罰則等を引き上げ、出資法に違反する高金利の利息の支払いを要求する行為自体を罰則の対象化など

(6) 年109.5%を超える高金利を内容とする貸付け契約の無効化

貸付け契約に係る利息全体の返済を不要とする

改正法は公布後 6 ヶ月以内で政令で定める日から施行されます。但し、無登録業者による広告・勧誘の禁止、高金利要求罪の新設を含む罰則の強化、年 109.5%を超える高金利を内容とする貸付け契約の無効化、については公布後 1 ヶ月を経過した日(平成 15 年 9 月 1 日)から施行されます。

3. おわりに

この改正法は、ヤミ金融業者への対策強化に大きく資するものと考えており、今後は改正法に基づ



き、関係当局の体制及び連携の強化・充実を図るなど、ヤミ金融業者の排除に向けた取組みを一層強化する一方で、被害の防止のための相談体制の整備・拡充と連携の一層の強化、過剰な貸付け及び安易な借入れの防止のための貸金業者による適正な情報の開示及び広報・啓発活動の充実等に取り組んで参りたいと考えています。

※ 「改正法」や苦情相談窓口等の連絡先については、金融庁ホームページの<u>「違法な金融業者にご注</u> 意!」のコーナーにアクセスしてください。

く「あすへの投資を考えるタウンミーティング イン 広島」の開催 について>

去る7月27日(日)、「あすへの投資を考えるタウンミーティング」が広島で開催されました。本タウンミーティングは、先月実施した「証券減税 PR強化特別月間」を締め括る形で、竹中大臣、小林財務副大臣、加えてジャーナリストでNPO法人金融知力普及協会理事の野中ともよ氏が出席し、今般の証券税制の改正や、証券仲介業制度の導入、投資知識の普及など、証券市場の構造改革に向けた政府の取り組み等について、パネル・ディスカッション形式で解説を行いました。



当日、会場においては、今般の証券税制の 改正に関するテレビスポットコマーシャル (内閣府政府広報)が初披露され、父母から 息子夫婦へのビデオレターをイメージしたユ ーモラスな内容に、会場の皆様からは、笑い も起こるなど、和気あいあいとした雰囲気の 中、本タウンミーティングを進めることが出 来ました。

※ テレビスポットについては、<u>内閣府の政</u> <u>府広報オンライン</u>でご覧になれます。

なお、質疑応答の時間では、当日会場に参加された国民の皆様から、証券投資について「株式投資に関する知識が足りないので、まずは市町村レベルでの教育からはじめてはどうか」、「貯金をおろして株を買うためには、日本経済の先行きに対する不安の払拭が必要」など様々なご意見が出され、これらを題材に、竹中大臣、小林副大臣、野中氏と参加者の皆様との間で対話が行われるなど、大変充実したものとなりました。

※ 「貯蓄から投資へ」の流れを加速するための金融庁の取組み等について、詳しくはアクセスFSA 第8号の<u>「証券投資特集」</u>及び金融庁ホームページの<u>「証券投資がより身近になりました!」</u>にアクセスしてください。



<財務局長会議の開催について>

金融庁は、7月29日、本事務年度(平成15年7月~平成16年6月)第1回目の財務局長会議を開催しました。会議においては、竹中大臣及び伊藤副大臣からの挨拶に引き続き、高木長官の挨拶、当庁各局及び証券取引等監視委員会からの業務説明を行いました。

大臣挨拶の概要は、「引き続き金融システムの安定・強化に努力をしなければならず、総理からは 16 年度までに不良債権問題を終結させるようにという強い指示を受けている。こうした指示を踏まえ、昨 年の秋に「金融再生プログラム」を作り、それに基づく諸施策を着実に実施してきている。同時に、不 良債権の処理については、産業・企業の過剰債務問題と一体的な解決を図っていかなければならないが、 5月8日には産業再生機構が業務を開始しており、同機構との連携は非常に重要であると考えている。 また、6月には、金融危機を未然に防ぐために、りそな銀行に対する資本増強を決定した。7月28日に は、金融審議会において、「新しい公的資本制度の在り方」や「自己資本比率規制の在り方」の報告書が 取りまとめられた。7月28日閉会した通常国会において、予定利率の引き下げを可能とする保険業法改 正案を成立させていただいた。金融庁としては、この趣旨を是非広く、国民に理解していただく努力を するとともに、制度の的確な運用を図って行きたい。次に、「リレーションシップバンキングの機能強化 に関するアクションプログラム」に基づいて、各金融機関に対して、8月末までにリレーションシップ バンキングの機能強化計画の提出を求めている。各財務局においては、引き続き実効性の高い取り組み の推進に向けてご協力いただきたい。また、我が国の証券市場の構造改革を推進するためには、新たな 個人投資家層の育成が急務である。株価が少し良い傾向の時にこそ個人投資家層をしっかりと取り込ん でいかなければならない。 7月27日に広島で、「あすへの投資を考えるタウンミーティング」を開催し た。タウンミーティングで、金融問題を取り上げるのは初めてであると思う。私自身出席して、新証券 税制など、個人投資家拡大に向けた取り組みについて説明を行い、国民の皆様からは、証券投資に関す る意見を伺った。新証券税制については、各財務局においても、引き続き積極的なPRをお願いしたい。」 というものでした。

副大臣挨拶の概要は、「第一に、中小・地域金融機関のリレーションシップバンキングの機能強化に向けた取り組みの推進に関し、私自身も政府広報番組への出演等を通じて、積極的にアクションプログラムの広報活動に努めてきているところであり、地域の最前線に立つ皆様には本政策の趣旨が理解され、広く浸透が図られるよう引き続き努力していただきたい。また、同プログラムには、産業クラスター計画など中小企業関連施策との積極的な連携が盛り込まれており、各地域の経済産業局との十分な連携の確保をお願いしたい。第二に、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に本年6月末までに寄せられた情報は、885件となっている。各財務局においては、商工会議所等を通じての債務者企業側へのPRに更なる努力を尽くしていただきたい。第三に、深刻な社会問題となったヤミ金融問題に対処するため、通常国会において、議員提案により、ヤミ金融対策法が成立した。各財務局においては、新制度の円滑な導入のため、制度改正の広報、相談・監督体制の整備・拡充、都道府県や捜査当局との連携強化に努めていただきたい。第四に、国会でも取り上げられたが、不特定の者を対象として、法律の根拠なく保険の引受を行っている無認可共済について、各財務局には、監視体制の強化をお願いしているが、今後とも本庁と連携して、監督方よろしくお願いしたい。」というものでした。

当庁各局による業務説明においては、各局における諸問題や活動状況について説明が行われ、その後、 それに対する質疑・応答を行いました。



<竹中大臣の訪米について>

竹中大臣は、8月5日~9日にかけて訪米し、フリードマン大統領補佐官(経済担当)、スノー財務長官、グリーンスパンFRB(連邦準備制度理事会)議長、マンキューCEA(大統領経済諮問会議)委員長他、米国政府要人等と会談を行いました。会談では、主に日米経済についての意見交換が行われ、竹中大臣から日本経済の現状及び不良債権の処理、規制改革、デフレ対策など小泉内閣が進める構造改革等について説明し、これに対し、スノー財務長官をはじめ複数の高官より、特に金融再生プログラムに基づいて行われている金融システム改革について支持を得ました。

また、今回の訪米においては、ドナルドソンSEC (証券取引委員会)委員長とも会談の機会を得、 わが国の公認会計士法改正の動きなどについて説明を行うとともに、日米の証券監督当局間において、 引き続き、必要に応じて、柔軟に協議を行っていくことで合意しました。



★中小企業金融特集★~

金融庁では、中小企業を巡る金融経済環境が厳しい状況にあることを踏まえ、「金融再生プログラム」等に基づき、中小企業等への金融の円滑化を図るため様々な取り組みを行っております。本号においては、以下主な取り組みについて各種記事をまとめて掲載いたしました。金融庁の施策への理解を深めていただく上でお役に立てれば幸いです。

(主な取り組み)

- 1. 中小金融機関について、創業・新事業支援機能等の強化、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化等、中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みを推進するため、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定しました。同プログラムでは、平成15~16年度の2年間を「集中改善期間」とし、各種取り組みを進めていくこととしています
 - ※ 実施状況等についての詳しい説明は、本号の「「リレーションシップバンキングの機能強化に 関するアクションプログラム」について」及び金融便利帳「リレーションシップバンキング」 をご覧ください。
- 2. 昨年10月より「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を設けて、これに関する情報を受付け、寄せられた情報の十分な活用に努めています。
 - ※ 受付・活用状況等についての詳しい説明は、本号の「貸し渋り・貸し剥がしホットラインについて」をご覧ください。
- 3. 中小・零細企業等の実態に即した検査の確保に努めています。また、このために作成した金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]について、検査官に対しては研修を行い周知しているほか、金融機関をはじめ債務者企業に対しても周知しています。
 - ※ 金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]について詳しくは、金融庁ホームページの<u>「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」</u>にアクセスしてください。
- 4. 中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることや、不良債権の早期 処理等を口実にいわゆる「貸し渋り」や「貸し剥がし」を行わないことなどについて、各業界団体 との各種意見交換会等を通じて、金融機関に対し繰り返し要請を行っています。
- (注) 「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権処理によって、中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう中小企業貸出について十分配慮し、各種セーフティネットを講じることとしております。詳しくは<u>「金融再生プログラム―主要行の不良債権問題の解決を通じた経済再生―」(平成14年10月30日)、「「金融再生プログラム」について」(広報コーナー)、アクセスFSA</u>創刊号【金融ここが聞きたい】にアクセスしてください。



く「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクション プログラム」について>

I 「リレーションシップバンキング」とは?

長期継続する取引関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行する金融機関のビジネスモデルを「リレーションシップバンキング」と言います。わが国においては、中小・地域金融機関(地銀、第二地銀、信金、信組)がその中心的な担い手となっています。

※ 詳しくは、アクセスFSA本号の「金融便利帳:リレーションシップバンキング」をご覧ください。

Ⅱ アクションプログラムの策定経緯と概要

金融庁は、日本の金融システムと金融行政に関する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現するため、昨年10月に「金融再生プログラム」を策定・公表しました。

その中で、中小・地域金融機関の不良債権処理については、「主要行とは異なる特性を有する『リレーションシップバンキング』のあり方を金融審議会において多面的な尺度から検討の上、アクションプログラムを策定する」こととされました。

これに基づき、金融審議会において議論が行われ、本年3月27日に、報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」が公表されました。これを受け、金融庁は、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を翌28日に公表しました。

その基本的考え方は、平成16年度までの2年間を、地域金融に関する「集中改善期間」と位置付け、各金融機関のリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることで、不良債権問題も同時に解決していくというものです。

アクションプログラムの内容は、①「中小企業金融再生に向けた取組み」、②「健全性確保、収益性向上等に向けた取組み」の2本柱となっています。具体的な取組み項目は多岐にわたりますが、中小企業金融の円滑化に向けた主な取組みは、以下のとおりです。

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 要注意先債権等の健全債権化についての取組み
- (4) 新しい中小企業金融への取組みの強化
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
- (6) 地域貢献に関する情報開示等
- (7)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定
- (8) 金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の改訂

なお、こうした取組みの実効性を確保するため、各金融機関から「リレーションシップバンキングの機能強化計画」が本年8月末までに金融庁に提出され、計画の実施状況を、金融庁が半期毎にフォローアップすることとされています。



【参 考】リレーションシップバンキングの機能強化の必要性

[期待されるリレーションシップバンキング]

リレーションシップバンキング

長期継続する関係の中から借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て融資を実行するビジネスモデル



中小企業の実態、地域の実態に根ざした情報が活用されることで、

- ・地域の中小企業への金融の円滑
- ・貸し手、借り手双方の健全性の確保 が図られる
 - ⇒ 中小企業の再生、地域経済の活性化に果たすリレーションシップバンキングの役割は大きい

[リレーションシップバンキングの現状]

- 主要な担い手である中小・地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合)の経営力が不十分
- 中小・地域金融機関の取組みに対する外部からの規律が不十分

中小・地域金融機関が、取引先及び地域経済へのコミットメントの中で、過大なコストを負担していることなどにより、収益力の低下、財務体力の低下といった状況を招いている

⇒ 地域の中小企業、地域経済に対する金融の 円滑を維持していくことが困難な状況になっ ている



我が国の中小・地域金融機関が展開しているリレーションシップバンキングの実態は、本来の姿から乖離している面がある

リレーションシップバンキングの機能強化が必要

Ⅲ 主な取組みの内容と進捗状況

現在、金融庁はアクションプログラムに掲げた施策を着実に推進しています。 主な取組みの具体的内容とその進捗状況は、以下のとおりです。

- ① 創業・新事業支援機能等の強化
 - i 目利き研修の実施

各業界団体に対し、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修プログラム(「目利き研修」)を実施するよう要請しています。

ii 「産業クラスターサポート金融会議」の開催

「産業クラスターサポート金融会議」は、経済産業省が推進している、地域の中堅・中小企業活性化プロジェクト「産業クラスター計画」を支援するため、金融機関に対して、関係者との交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資するよう、地域毎に開催する会議です。この会議は、去る5月21日に、近畿財務局において全国の先陣を切って開催されました。その後、全国の財務局管内で開催されました。

- ※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から<u>「「産業クラスターサポート金融会議</u>の開催について」(平成15年5月21日)」及びアクセスFSA第7号の【トピックス】<u>「産業</u>業クラスターサポート金融会議の開催について」にアクセスしてください。
- ② 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
 - ~経営支援業務の法令上の取扱いの明確化(事務ガイドライン改正)~

金融機関に対して中小企業が期待する役割の一つに、経営相談・支援機能の強化があります。金融機関の業務範囲は法令に定めがあるため、取引先企業に対するコンサルティング等の支援業務を促進するためには、法令上の取扱いを明確化する必要がありました。このような観点から、コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業に対する支援業務に関し、銀行法上の取扱いを明確化するため、6月30日に事務ガイドラインの改正を公表しました。→報道資料及びアクセスFSA第8号へリンク

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から<u>「「事務ガイドライン(第一分冊:預</u>金取扱い金融機関関係)の一部改正について」(平成15年6月30日)」及びアクセスFSA



第8号の【トピックス】「「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」関係の事務ガイドラインの改正について」にアクセスしてください。

③ 要注意先債権等の健全債権化についての取組み ~健全債権化等の実績公表~

経営不振先の取引先企業への対応に当たって、金融機関は、まず企業の再生可能性を見極めた上で、再生可能なものについては健全債権化に向けた取組みを行うことが重要です。また、不良債権の新規発生を防止することも重要です。このため、各金融機関に対して、取引先企業に助言を行う等の経営改善支援の取組みを一層強化するとともに、経営改善支援取組み先数、経営改善先数等について、平成15年度から実績を公表するよう要請しています。

④ 新しい中小企業金融への取組みの強化

~新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書の公表~

担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、金融庁内に設置した「新たな中小企業金融の法務に関する研究会」は、報告書を取りまとめ、7月 16 日に公表しました(「概要」については、下記のとおり)。

※ 金融庁としては、本報告書等を踏まえ、7月29日に顧客に対する説明態勢に関する事務ガイドラインを公表し、貸付契約、保証契約における顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明が行われるために金融機関が整備すべき説明態勢とそれを補完する相談苦情処理機能について、金融庁が内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して示しました。

今後、金融庁としては、報告書の周知を図っていくとともに、各業界団体に対し、具体化に 向けた実務レベルの検討を要請していくこととしています。

<新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書について(概要)>

1. 新しい中小企業金融の法務に関する研究会

アクションプログラムを受け、4月18日に設置された本研究会は、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向け、専門的・実務的な検討を重ね、7月16日に、報告書及び中小企業の事業及び財務再構築のモデル取引(以下、「モデル取引」という。)に関する基本的考え方が策定・公表されました。

2. 報告書等の概要

(1) 中小企業金融の現状と問題点

本報告書等においては、①まず、我が国の中小企業が一般的に自己資本比率が低く、借入依存度が高い傾向にあり、特に設備投資目的等の長期固定的資金を借入の形で調達していることが過剰債務につながっている面がある、②また、最近の中小企業に対する融資は、企業の事業性等の評価より、むしろ担保・保証に依存しているほか、金融機関による担保・保証の求め方に問題があるのではないか、などの問題点が指摘されています。

(2) 中小企業金融における個人保証

個人保証については、企業の経営者に対する規律付け等の機能が指摘される反面、①早期再生着手の障害となる、②スムーズなオフバランス化に支障がある、③経営者の再起の機会喪失や保証人の生活崩壊につながる等の問題点があるといわれる。本研究会では、こうした個人保証について、債権保全の実効性の観点から説明内容等に応じて一定の限界があることを指摘し、金融機関は、個人保証の必要性を見直すとともに、保証人の意思形成に必要な説明内容について十分な検討を行い、その検討の結果に従った説明を確実に実施する体制を整備していく必要があると述べられています。

(3) 新しい中小企業金融の法務

企業は、その事業インフラを整備するための資金を継続的・安定的に調達することが必要で



ある。こうした資本的性格の資金を債務の方法により調達している場合には、当事者の認識に 食い違いが生じやすく、後日、この食い違いが顕在化した場合には問題となることが多い。そ のため、その権利義務関係を実態に合わせて法律構成上明確化することが、当事者にとって有 益である。こうした観点から、本研究会は、モデル取引において、資本的資金の法律構成を従 来の債務から資本性の金融商品へと変換する際の基本的考え方が示されています。

(4) 環境整備

本報告書等においては、私的自治のもとでの当事者の取組みを前提としつつ、環境整備として、①事務ガイドラインの改訂により、金融機関から債務者に対して一層充実した説明がなされるための監督体制が整備されることへの期待、②本報告書等の関係当事者への周知、③零細・多数の融資については、リスク管理にあたってポートフォリオとしての信用リスクの認識と制御を行っていく手法も含め、今後、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針策定及び検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の改訂に際し、併せて検討されることへの期待等、が示されています。

※ 詳細については金融庁ホームページの「報道発表など」から<u>「新しい中小企業金融の法務</u> に関する研究会報告書」「中小企業の事業及び財務再構築のモデル取引に関する基本的考え 方」(平成15年7月16日) にアクセスしてください。

現状における問題点

担保・保証への過度の依存

擬似エクイティに関する認識の食い違い

事

業

再

構

築



中小企業金融における個人保証

包

情

報

開

示

個人保証の効力の限界

包括根保証契約等における責任制限説明内容に応じた一定の制限



説明態勢の整備 事務ガイドラインの改訂

新しい中小企業金融の法務

モデル取引の活用

- ·株式型(DES)
- 転換権付無議決権株式
- ·債務型(DDS)

業績に連動した財産的権利 事業に対するコントロール権

零細・多数の貸出しの取扱い 監督指針策定・検査マニュアル別冊改訂 に際し検討



担保・保証への過度の依存の解消・ 事業インフラに資する安定した資金の確保

- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
 - i 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン改正 金融機関が融資するにあたって、顧客に対する十分な説明や相談が行われるよう、事務ガ イドラインの改正を7月29日に公表しました。この中では、例えば、①契約書等の書面の交



付を行っているか、②個人保証契約を締結する際、保証人に対し、最悪のシナリオ、つまり 実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行っているか等、金融機関が貸 し手の責任において整備すべき説明態勢や相談苦情処理機能について検証すべき点を幅広く 例示しています。今後、金融庁としても、各金融機関において貸し手としての説明義務、説 明責任を果たす態勢が整備されるよう促していきたいと考えております。(概要図参照)

ii 「地域金融円滑化会議」の開催

「地域金融円滑化会議」は、貸し渋り・貸し剥がしホットラインを通じて金融当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し、都道府県毎に金融当局、中小・地域金融機関、関係業界団体等が意見交換を行うために設置されました。中国財務局岡山財務事務所において、6月11日に全国初の会議が開催され、6月末までに全都道府県で会議が開催されています。今後、四半期毎に会議を開催していく予定です。

⑥ 地域貢献に関する情報開示等

中小・地域金融機関が、地元中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能な形で果たしていくことが、本来の地域貢献のあり方と考えられます。金融機関が果たすべき地域貢献については、利用者が正しく評価できるよう情報開示していくことが重要です。金融関係の各業界団体は、6~7月にかけて、地域貢献に関するディスクロージャーの基本的考え方を公表しました。各金融機関は、基本的考え方を踏まえ、具体的なディスクロージャーを平成15年度中に実施する予定です。

⑦ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定

現在の金融監督行政の柱として、早期是正措置と早期警戒制度の2つがあります。前者は自己資本比率に、後者は収益性、流動性、信用リスク、市場リスク等に着目して、経営が悪化した金融機関に対して業務改善等を促していく制度です。しかし、中小・地域金融機関の業務の特性や期待される役割を踏まえると、従来の領域だけでなく、コーポレートガバナンス(企業統治)や地域貢献などの観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の構築が求められます。平成15年度中を目途に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定することとしており、現在、金融庁で鋭意検討が進められているところです。

⑧ 金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の改訂

金融検査に際し、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努めるとともに、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の定着状況等をモニタリングした上で、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂を行う予定です。現在、そのための検討作業が進められているところです。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「リレーションシップバンキング」です。

- ➤ 金融機関は、働く人たちが給料としてもらったお金などを預金として受入れ、そのお金を金融機関の判断で設備投資のための資金を必要とする企業などに貸し出すことにより、経済の中でお金の流れを円滑にする役割、すなわち金融仲介機能を果たしています。
- ➤ 「リレーションシップバンキング」とは、こうした金融機関のビジネスモデル(経営手法)の一つであり、必ずしも決まった定義はありませんが、一般に、長期的に継続する取引関係の中から、金融機関が借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て融資を実行するビジネスモデルをいいます。
- ➤ 米国等における理論的な研究の多くによると、リレーションシップバンキングの本質は、貸し手と借り手の長期的に継続する関係の中から、外部からは通常入手しにくい借り手の信用情報が得られることにより、貸出しに伴う貸し手、借り手双方のコストが軽減されることにあるとされています。
- ➤ これをより詳しく説明すると、一般に、資金の貸し手は、借り手である企業の信用リスクに関する情報を当初十分に有していないこと(情報の非対称性)から、貸出しにあたっては継続的なモニタリング(業況把握)などのコスト(エージェンシーコスト)を要するのが普通ですが、リレーションシップバンキングにおいては、貸し手は、長期的に継続する関係に基づき、借り手の経営能力や事業の成長性など定量化が困難な信用情報を蓄積することが可能となり、加えて、借り手は親密な信頼関係を有する貸し手に対しては一般に開示したくない情報についても提供しやすいと考えられることから、借り手の信用情報がより多く得られ、エージェンシーコストの軽減が可能となるものとされています。
- ➤ こうしたリレーションシップバンキングが本来の機能を発揮すれば、①貸出しに当たっての審査コスト等が軽減されることにより金融の円滑が図られる、②信用リスクを適切に反映した貸出しの実施や借り手の業績が悪化した場合の適切な再生支援等により、貸し手、借り手双方の健全性の確保が図られる、といった望ましい効果が期待できます。
- ▶ また、①中小企業においては、資本市場からの資金調達に限界があることもあり、リレーションシップに基づく貸出しに依存する必要性が引き続き高いこと、②中小企業が置かれている状況は地域ごとに多様であり、地域の実態に根ざした情報を得るためには、長期的なリレーションシップの構築・維持が今後とも重要であることから、リレーションシップバンキングが中小企業の再生、地域経済の活性化に果たす役割は大きいものと期待されます。
- ▶ ところで、わが国におけるリレーションシップバンキングの現状を見ると、その中心的な担い手である中小・地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合)においては、審査能力等の不足、借り手企業の弱体化、地域経済の厳しい現状等を背景に、取引先や地域経済との関係の中で、リスクに見合っていない金利設定や不採算取引の継続などを余儀なくされることに伴い生じるコスト(コミットメントコスト)が顕在化しており、結果として、収益力の低下、財務体力の低下が著しい状況にあります。
- ➤ このように、中小・地域金融機関の実態は、本来のリレーションシップバンキングの姿から乖離している面があり、地域の中小企業、地域経済に対する金融の円滑を維持していくことが困難な状況も生じています。



- ➤ わが国の地域経済の厳しい現状等を踏まえれば、地域の中小企業への金融の円滑化、地域経済の活性化のために質の高いリレーションシップバンキングが果たす役割は引き続き大きく、このため、中小・地域金融機関の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの長期にわたる持続可能性(サステナビリティー)を確保することが、借り手の中小企業にとっても、また預金者、利用者にとっても、現下の最重要課題であると考えられます。
- ➤ こうしたことから、本年3月27日に、金融審議会金融分科会第二部会において、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(金融審議会金融分科会第二部会報告)が取りまとめられ、公表されましたが、これを受けて、金融庁としては、同28日に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定・公表したところです。
- ➤ アクションプログラムの中では、平成16年度までの2年間を「集中改善期間」とした上で、中小・ 地域金融機関について、
 - ・ 借り手企業への問題解決型サービスの提供、
 - 中小企業に対する金融の円滑に資する業務の改善、

といった、**中小企業金融の再生に向けた取組み**を推進するとともに、あわせて、**金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み**を講じることとしています。

- ➤ こうした取組みを着実に進めることにより、中小・地域金融機関においては、中小企業の再生と地域経済の活性化に資するよう、収益性・健全性を一層高めるとともに、人材の育成やノウハウの蓄積を図り、地域に貢献するリレーションシップバンキングの担い手として十分な機能を発揮することが期待されています。
- ※ 「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(金融審議会金融分科会第二部会報告) については、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「答申・報告書等」に入り、「平成15年3月27日「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(金融審議会金融分科会第二部会報告)」にアクセスしてください。

また、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」については、金融庁ホームページの「報道発表など」から「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成 15 年 3 月 28 日)にアクセスしてください。また、アクションプログラムの策定経緯、概要、進捗状況等について、詳しくは、本号の「「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」について」をご覧ください。



<貸し渋り・貸し剝がしホットラインについて>

1.「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、平成14年10月25日に「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」(通称「**貸し渋り・貸し剥がしホットライン**」)を開設しました。これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に、金融機関から貸し渋り、貸し剥がし等の不当な扱いを受けた場合に、金融庁等に直接通報できるよう、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

2. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況(平成15年6月末現在)

(1) 情報の受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付状況については、四半期毎に公表することとしており、平成 15 年 4 月には開設以降平成 15 年 3 月 31 日受付分までの情報について、7 月には平成 15 年 4 月 1 日から平成 15 年 6 月 30 日までの情報について公表を行いました。平成 14 年 10 月の開設以降 6 月 30 日までに受け付けた情報の累積件数は 885 件となっております。

※ 平成15年3月末まで及び平成15年6月末までの受付状況等については、それぞれ金融庁ホームページの「報道発表など」から「「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用 状況について」(平成15年4月21日)、「「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・ 活用状況について」(平成15年7月29日)にアクセスしてください。

(2) 受け付けた情報の活用状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報につきましては、その内容を整理し、分析するとともに、金融機関に対し、貸し渋り・貸し剥がしの問題に関する対応方針等のヒアリングを実施したり、検査においてこれらの情報を参考とするなど、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用しています。特に平成15年4月以降は、より有効な活用を図るため、情報提供者等から会社名や氏名を金融機関に提示することについて了解が得られている情報については、必要に応じ金融機関に情報を提示して事実確認等を行っております。

これまでの活用状況については、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報に金融機関の説明態勢の不備を示唆するものが多いことから、まず一般的活用として、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」の制定に当たってこれらの情報を参考にしております。

次に、個別の金融機関に関する活用として、平成15年3月末までに受け付けた情報を基に、監督においては139金融機関に対してヒアリングを行い、そのうち監督上必要と認められた19金融機関に対して、銀行法第24条等に基づく報告徴求を行っております。検査においても10金融機関の検査にて参考としました。また、4月1日から6月30日までに受け付けた情報については、指摘を受けた金融機関に対してヒアリングを行うとともに、検査の参考としているところです。

なお、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

3.「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の利用方法等は以下のとおりです。

<情報は次の電子メール・ファックスで受け付けています。> 【電子メール】<u>joho@fsa.go.jp</u>

[F A X] 03-3506-6699



<情報を送付する際には、以下の点についてご注意ください。>

- 情報には、**住所(都道府県)、職業・業種**についてもご記入ください。
- 受け付けた情報については、検査・監督の実施にあたり重要な情報として活用させていただきますので、金融機関名・支店名や取引の内容など、できるだけ具体的にご記入ください。なお、情報に含まれる特定個人名または企業名を金融機関に提示して事実確認等を行うことが、受け付けた情報の一層の有効活用に資する場合もあります。つきましては、受け付けた情報に含まれる特定個人名または企業名を必要に応じ金融機関に提示して差し支えない場合には、その旨を付記してください。

(注) なお、これまでに受け付けた情報につきましても、上記と同様の観点から、情報に含まれる特定個人名または企業名を必要に応じ金融機関に提示して差し支えないということでございましたら、その旨、改めて、貸し渋り・貸し剥がしホットラインにご連絡ください。

- 貸し渋り・貸し剥がしに対して他の省庁等の協力を得るため、受け付けた情報を**関係先に連絡する場合があります**(関係先への連絡を希望されない場合は、その旨を付記してください)
- 受け付けた情報に関する**照会や相談には応じることはできません**ので、予めご承知おきください(苦情相談については、各金融関係団体に相談窓口(下記参照)が設置されていますので、そちらにお問い合わせください)。

◇情報は	全融庁以外にも	島客の財務局等にお し	って情報を受け付けている	キオ
以 目 羊以(よ、	金牌 アイストバー も	取 可収別/////// 可収収収収	・ く 再報を 文 (丿)) しょう	エリュ

財務局等名	電子メール	F A X
北海道財務局	joho@mof-hokkaido.go.jp	011-709-2371
東北財務局	joho@th.lfb-mof.go.jp	022-263-1160
関東財務局	johokanto@kt.lfb-mof.go.jp	048-600-1126
北陸財務局	joho@mof-hokuriku.go.jp	076-292-7981
東海財務局	joho@mof-tokai.go.jp	052-951-1814
近畿財務局	joho@mof-kinki.go.jp	06-6949-6787
中国財務局	joho@mof-chugoku.go.jp	082-221-8091
四国財務局	joho-sk@mof-sikoku.go.jp	087-862-8828
九州財務局	joho@ks.1fb-mof.go.jp	096-323-8256
福岡財務支局	joho@mof-fukuoka.go.jp	092-413-3899
沖縄総合事務局	hotline@ogb.cao.go.jp	098-866-0251

☆金融取引における苦情相談窓口について

金融取引に関する苦情・相談については、お取引のあった金融機関又は最寄りの金融関係団体の苦情相談窓口へご連絡下さい。金融関係団体の連絡先については、下記をご参照願います。

より詳しい苦情相談窓口に関する連絡先は金融庁ホームページの「インフォメーション」のコーナーの「金融取引に関する苦情相談窓口について」にも掲載しております。

銀行関係 全国54銀行協会に「銀行よろず相談所」を開設

信用金庫関係 全国信用金庫協会・・・・・(03) 3563-2961 信用組合関係 全国信用組合中央協会・・・(03) 3567-2456

東京、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡、北九州、久留米の各銀行協会では、全国銀行協会が制定した「苦情の受付と解決促進に関する規則」第9条(弁護士会の「仲裁センター」の利用)に基づき、それぞれ地元の弁護士会との間で各弁護士会が設置・運営する「仲裁センター」の利用に関する協定を締結し、簡易で迅速な対応が可能な裁判外の紛争処理機能を利用いただけるようにしています。

詳しくは各銀行協会銀行よろず相談所へお問い合わせください。



【問い合わせ先】

- ・東京銀行協会 銀行よろず相談所 TEL 03-5252-3772
- 名古屋銀行協会銀行よろず相談所 TEL 052-231-7851
- 京都銀行協会銀行よろず相談所 TEL 075-221-2134
- ・大阪銀行協会 銀行よろず相談所 TEL 06-6942-1612
- ・神戸銀行協会 銀行よろず相談所 TEL 078-331-2761
- ・福岡銀行協会 銀行よろず相談所 TEL 092-715-0331
- ・北九州銀行協会 銀行よろず相談所 TEL 093-531-1481
- ・ 久留米銀行協会 銀行よろず相談所 TEL 0942-32-3375

く「リレーションシップバンキングの機能強化に関する アクションプログラム」についての各種広報展開>

アクションプログラムの内容について、広く国民に対し十分にご理解いただく必要があることから、金融庁では、アクセスFSAや政府広報等を通じて広報に努めております。

以下、これまでの広報活動をご紹介いたします。アクセスFSAのバックナンバーにおける関連記事のほか政府広報オンライン等にリンクいたしましたので、どうぞアクセスしてみてください。

〈アクセスFSA〉

第5号

- ・「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて(金融審議会金融分科会第二部会報告書)」
- 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」
- ・「堀内昭義金融審議会第二部会長インタビュー」
 - * 第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」のポイントや中小・ 地域金融機関の将来展望などについてお話をお伺いしております。
- ・「金融ここが聞きたい!」(Q&A)
 - * 「中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行のような数値目標を設けないということですが、これで中小・地域金融機関の健全化は図れるのでしょうか?」「『アクションプログラム』では、こと細かに中小・地域金融機関の経営に注文を付けていますが、これは規制緩和の流れに逆行するものではありませんか?」といった疑問に竹中大臣の記者会見の中から該当する部分を抜き出してお答えしています。

第8号

- ・「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』関係の事務ガイドラインの改正について」
- 「公的資金による資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について」

〈政府広報〉

雑誌広告

・「これからは質と将来性に融資を」



定期刊行物

・時の動き 7月号 <u>「施策ファイル2 中小企業金融の再生を目指すアクションプログラム(行</u>動計画)を発表」

テレビ番組

- ・そこが聞きたい!構造改革 7月20日、27日放送「証券市場の構造改革」
 - * 低迷する景気を回復し、日本経済を再生するためには、「不良債権処理」による強固な金融システムの構築が重要ですが、中小企業が支える地域経済への影響も視野に入れなければなりません。竹中金融担当大臣が、「中小企業のための地域金融機関のあるべき姿」や「中小企業再生に向けた地域金融機関の取組み」について分かりやすくお話しました。
- ・政策対談 明日への架け橋 6月28日放送「中小・地域金融の再生」
 - * 「中小・地域金融の再生」をテーマに「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」により、本当に地域金融と中小企業の共存共栄はできるのかについて、伊藤金融担当副大臣が経済産業研究所研究員の中林美恵子さんと議論を展開しました。

〈タウンミーティング〉

- ・「中小企業金融に関するタウンミーティング イン京都」
 - * いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」問題への対応の一環として、借り手である中小企業等の事業主をはじめとする国民の生の声を竹中金融担当大臣等が直接聞くとともに、中小企業金融の円滑化に向けた政府の取り組みを説明することなどを目的として、8月24日(日)に「中小企業金融に関するタウンミーティングイン京都」を開催いたします。タウンミーティングの開催概要や参加者募集のご案内については、首相官邸ホームページの「タウンミーティング」をご覧ください。





【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第 156 回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「保険業法の一部を改正する法律(I. 生命保険のセーフティネットの整備等を行う改正、II. 保険契約者等の保護の観点から保険契約の契約条件の変更を可能とする手続の整備を行う改正)」についてです。

<保険業法の一部を改正する法律(平成15年法律第39号、法律第129号)>

I. 生命保険のセーフティネットの整備等

改正の経緯

生命保険のセーフティネットについては、平成10年に生命保険契約者保護機構が創設され、業界負担(保険会社の負担金)により4,600億円の規模のセーフティネットが整備されました。これにより、生命保険会社が破綻した場合、保険金の支払い等のために積み立てられている責任準備金の90%までが補償されることとされています。

その後、平成12年には、セーフティネットの財源の相当部分が使われる見通しとなったことから、3年限りの措置として、政府補助の特例措置を含め、5,000億円規模のセーフティネットが追加的に整備されましたが、今回、平成15年度からの3年間の破綻に備えるものとして、同様のセーフティネットを改めて整備することとしたものです。

また、保険会社の経営手段の多様化等を図る観点から、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等をあわせて行うこととしたものです。

これらを内容とする「保険業法の一部を改正する法律」は、平成15年3月14日に国会に提出され、4月25日に成立、5月9日に公布されています(平成15年法律第39号)。また、この改正は、6月8日から施行されています。(ただし、生命保険募集人の登録等の見直しは9月1日から施行。)

改正の内容

1. 生命保険のセーフティネットの整備

先ほど述べたとおり、生命保険のセーフティネットについて平成12年に設けられた政府補助の特例措置は、平成15年3月末までの破綻に対応したものとされていました。今回、現下の生命保険を取り巻く環境に鑑み、保険契約者等の保護を図り、生命保険に対する信用を確保するため、平成12年に整備されたセーフティネットと同様、業界対応分1,000億円、国対応分4,000億円の、合計5,000億円規模のセーフティネットを改めて整備しました。

具体的には、平成15年度から平成17年度までの生命保険会社の破綻について、資金援助の費用を保険会社のみが負担することになればその財務の状況を著しく悪化させ、保険業に対する信頼の維持が困難となり、ひいては国民生活の安定や金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合に、政府は予算で定める金額の範囲内で補助を行うことができることとしています。

(保険業法附則第1条の2の13、第1条の2の14関係)

2. 保険相互会社への委員会等設置会社制度等の導入

保険相互会社の経営手段の多様化を可能とする観点から、平成14年の商法等改正により株式会社に 導入(平成15年4月施行)された委員会等設置会社制度及び重要財産委員会制度を、保険相互会社に も導入しました。 (保険業法第52条の2~第52条の6関係)

(注) 委員会等設置会社制度とは、定款の定めにより、取締役会に委員の過半数を社外取締役とする 指名・監査・報酬の三委員会を設け、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を担当 する執行役を設け取締役会の決議事項を大幅に委任することにより、機動的な業務決定を可能と するものです。

また、重要財産委員会制度とは、取締役10人以上のうち1人以上が社外取締役である会社について、取締役会の決議により、3人以上の取締役を委員とする重要財産委員会を設け、重要な財産の処分等の決定権限を委譲することを可能とするものです。



3. 保険相互会社の株式会社化に関する制度整備

株式会社化の仕組みの積極的な活用を促す観点から、保険相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行いました。具体的には、①組織変更時の同時増資に際して、基金の償却の特例を設けて、基金を現物出資することを可能とする、②組織変更時の純資産額が株式の発行価額の総額に不足する場合の取締役等のてん補責任について、株主総会の特別決議により免除できることとする、等の見直しを行っています。

(保険業法第88条、第90条、第92条の2、第92条の6、第92条の7、第92条の9関係)

4. 中間業務報告書の作成義務付け

保険会社の財務状況を適時に把握するために、銀行等には既に義務付けられている中間業務報告書の作成、提出を、保険会社にも義務付けました。(平成16年度から適用されます。)

(保険業法第110条関係)

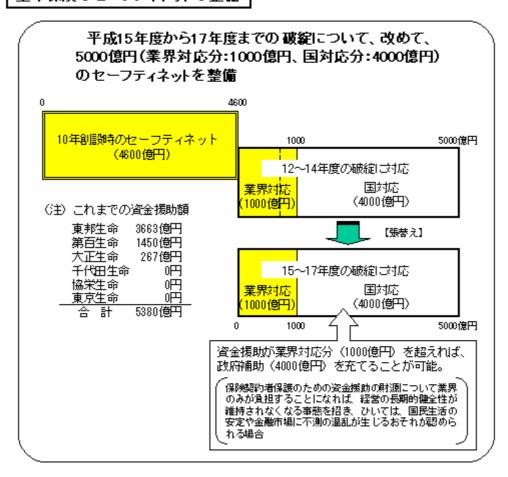
5. 保険会社の業務範囲の見直し

保険会社と他の金融機関と連携の必要性が高まっていることを踏まえ、保険会社の付随業務として、他の金融業を行う者の業務代理・事務代行を行えることとしました。 具体的に行える業務は、内閣府令で、①他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理・代行、②投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の代行、を定めています。 (保険業法第98条関係)

6. 生命保険募集人の登録等の見直し

生命保険募集人や損害保険代理店等は、住所変更の都度、住所の登録・届出が必要とされていましたが、事務負担の軽減のため、住所の登録・届出を不要とし、生年月日を登録・届出事項としました。なお、施行の際に生年月日が届け出られていない者については、施行後住所変更があった場合等に生年月日を届け出れば良いこととされています。 (保険業法第277条、第302条関係)

生命保険のセーフティネットの整備





その他の法改正

- ① 相互会社への委員会等設置会社制度の導入【金融審中間報告(13.6.26)関連】
 - ⇒ 経営に対する適切な自己規律が確保されるよう、平成14年の商法等改正において保険株式会社について導入(15年4月施行)された委員会等設置会社制度等を保険相互会社についても導入し、社外取締役の拡充等を図る。
- ② 株式会社化に関する制度整備【金融審中間報告(13.6.26)関連】
 - ⇒ 株式会社化スキームの積極的な活用を促す観点から、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行う。

具体的には、組織変更時の①基金の償却の特例(基金の現物出資の認容)、②取締役等のてん補責任の免除(純資産額が社員への割当株式の発行総額に不足する場合のてん補責任の免除)等について盛り込む。

- ③ 中間業務報告書の作成義務づけ【金融審中間報告(13.6.26) 関連】
 - ⇒ 保険会社の財務状況を適時に把握するため、銀行等に義務づけられている中間業務 報告書の作成・提出を、保険会社に対しても義務づける。
- ④ 保険会社の業務範囲の拡大

【規制改革推進3か年計画(再改定)(15.3.28 閣議決定) 関連】

- ⇒ 保険会社の業務について、他の金融機関との連携のニーズが高まっていることを踏まえ、他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行を付随業務として規定する。 具体的には、貸付の代理(銀行等との協調融資における幹事業務等)を想定(府令委任事項)。
- ⑤ 保険募集人等の登録手続の簡素化

【規制改革推進3か年計画(再改定)(15.3.28 閣議決定) 関連】

⇒ 事務負担の軽減を図るため、保険募集人等の「住所」の登録・届出を不要とし、「生年月日」を登録・届出事項とする。(現在、生命保険募集人や、損害保険代理店の役員・使用人については、住所の変更の都度、登録・届出が必要。)

Ⅱ. 契約条件の変更手続の整備

改正の経緯

我が国の生命保険を取り巻く環境は、保有契約高の減少や株価の低迷等に加え、超低金利の継続によるいわゆる「逆ざや」問題により、一層厳しいものとなっています。

逆ざやは、保険金額の計算の基礎となる予定利率に比べ、実際の保険会社の運用利回りが下回ることにより生じます。生命保険は長期の契約が多く、過去の高い予定利率の契約が多く残っている一方、超低金利が継続し実際の運用利回りが低下していることから、逆ざやは多くの生命保険会社の経営上の構造的な問題となっています。

こうした中、生命保険会社に財務上の深刻な問題が生じる前に、契約条件の変更を行い、「逆ざや」 問題の改善が図り得るのであれば、保険契約者にとっても長期的には利益を及ぼす一方策となり得る との考え方の下、平成13年の金融審議会第二部会における生命保険の諸問題についての検討・審議 の中で、保険契約の契約条件の変更についても検討が行われました。

その後、金融庁において契約条件の変更の問題について幅広く検討を行い、今回、保険契約者等の 保護を図るための「新たな選択肢」として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続により契約条件 の変更を可能とする手続を整備することとしました。

契約条件の変更手続の整備を内容とする「保険業法の一部を改正する法律」は、平成 15 年 5 月 23 日に国会に提出され、7 月 18 日に成立、7 月 25 日に公布されています(平成 15 年法律第 129 号)。また、この改正は、8 月 24 日から施行されます。

なお、今回の改正は、将来の破綻を予防し、保険契約者等の保護を図るためにやむを得ない場合に、 保険契約者の十分な理解を求めた上で契約条件を変更する「新たな選択肢」を追加したものであり、 この改正の施行によって当然に契約条件の変更が行われるものではありません。



改正の内容

1. 保険会社からの契約条件変更の申出

保険会社は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、保険金の削減その他の契約条件の変更を行う旨の申出をすることができることとしました。

「保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合」とは、いわゆる破綻の状態には至っていないものの、将来を見通して、契約条件の変更を行わなければ他の経営改善努力を織り込んでも保険業の継続が困難となることが合理的に予測できる場合が該当すると考えられます。契約条件の変更は、保険契約者等の保護のために契約条件の変更がやむを得ない状況にある保険会社が、経営の選択肢の一つとして、その判断により申出を行うことにより行われることとなります。

(保険業法第 240 条の 2 関係)

2. 行政当局による申出の承認

内閣総理大臣は、保険会社からの契約条件変更の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとしました。

契約条件の変更は、基本的には保険会社・保険契約者間の自治的な手続により行われるものですが、 保険契約者等の保護を図る観点から、内閣総理大臣による承認等の手続を定めたものです。(なお、この手続における内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されます。) (保険業法第240条の2関係)

3. 解約に係る業務の停止命令

内閣総理大臣は、申出の承認をした場合において、保険契約者等の保護のために必要があると認めるときは、当該保険会社に対して、期限を付して保険契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができることとしました。

これは、契約条件の変更手続は、異議申立て手続等ある適度時間を要するものであり、その間、手続を混乱なく粛々と進め、保険集団の維持を図ることが保険契約者等の保護に資すると考えられることから、一定の期間、解約に係る業務の停止を命ずることができることとしたものです。

(保険業法第240条の3関係)

4. 契約条件の変更の限度

契約条件の変更の内容については、保険契約者等の保護の観点から、

- ① 契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約に係る権利に影響を及ぼすものであってはならない
- ② 契約条件の変更によって変更される保険金等の計算の基礎となる予定利率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回ってはならない

との変更の限度を設けています。

これは、保険会社の破綻の場合は、資産の状況によってそれまでに積み立てられた責任準備金の削減が行われることがありますが、今回の契約条件の変更は、将来の破綻を予防するため、保険契約者等の保護の観点から破綻の状態に至る前に行われるものであることから、それまでに積み立てられた責任準備金の削減は行えないとしたものです。また、予定利率の引下げについても下限を設けることとし、8月8日に公布された政令(平成15年政令第三六一号)において、生命保険会社の平均運用利回りの実績や過去の破綻事例での取扱い等を勘案して、予定利率の引下げの下限を年3%と定めています。

5. 契約条件の変更の決議

保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、株主総会(相互会社の場合は、社員総会(総代会を設けているときは、総代会))の特別決議を経なければならないこととしました。

契約条件の変更手続は、保険会社・保険契約者間の自治的な手続により行われるものですが、具体的には、①会社の機関意思決定手続としての株主総会等の特別決議と、②後述の、保険契約者の権利の保護手続としての異議申立て手続を経なければならないこととしたものです。

なお、特別決議は、株主総会の場合、出席した株主の議決権の2/3以上の賛成、社員総会又は総代会の場合、出席した社員又は総代の議決権の3/4以上の賛成によって行われます。

(保険業法第240条の5、第240条の6関係)



6. 株主や総代、保険契約者に対する通知

保険会社は、5. の株主総会等の召集通知や、8. の変更対象契約者への通知において、①契約条件の変更がやむを得ない理由、②契約条件の変更の内容、③契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、④基金及び保険契約者等以外の債務者に対する債務の取扱いに関する事項、⑤経営責任に関する事項、その他の事項を示さなければならないこととしました。

契約条件の変更は、保険会社・保険契約者の自治的な手続により行われるものであり、保険会社は、保険契約者等の十分な理解を求めた上で契約条件の変更を行うことが必要となります。このため、契約条件の変更の内容のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、変更後の経営の見通し、基金や劣後ローンの取扱い、経営責任の取扱い等について、その手続の中で示さなければならないこととしたものです。

また、将来金利が上昇した場合等における利益の還元の方針(契約者配当等に関する方針)がある場合は、その方針も示さなければならないとともに、その方針は定款に記載又は記録しなければならないこととしています。 (保険業法第240条の5、第240条の7、第240条の12関係)

7. 行政当局による契約条件の変更案の承認

保険会社は、株主総会等の決議の後、遅滞なく、当該決議に係る契約条件の変更について、内閣総理大臣の承認を求めなければならないこととしたとともに、内閣総理大臣は、①当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であって、②契約条件の変更が当該保険会社の保険業の継続のために必要なものであり、③保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、承認してはならないこととしました。

これは、内閣総理大臣が、契約条件の変更の内容等について、保険契約者の権利が不当に害されていないか等について審査し、承認を行うこととしたものです。

また、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、保険数理の専門家等を保険調査人として選任し、契約条件の変更の内容等を調査させることができることとしています。

(保険業法第240条の8~第240条の11関係)

8. 変更対象契約者による異議申立て手続

- (1) 保険会社は、7. の承認のあった日から2週間以内に、契約条件の主たる内容を公告するとともに、変更対象契約者に対し、契約条件の変更の内容を通知しなければならないこととしました。
- (2)変更対象契約者への通知には、契約条件の変更がやむを得ない理由等、6. に掲げた事項を示す書類を添付するとともに、変更対象契約者で異議がある者は一定期間内に異議を申し述べるべき旨を付記しなければならないこととしました。
- (3) 異議申立ての期間は、1月を下回ってはならないこととしたとともに、変更対象契約者の10分の 1を超える者から異議が述べられ、かつ、異議を述べた者の保険契約に係る債権の額が変更対象契 約者の当該額の総額の10分の1を超えるときは、契約条件の変更をしてはならないこととしました。

契約条件の変更に当たっては、保険契約者数が膨大であることや保険の団体性に鑑み、保険契約者 集団における意思決定手続として、①会社の機関意思決定手続は、5. の株主総会等の特別決議によ ることとするとともに、②保険契約者の権利の保護手続は、異議申立て手続の活用によることとし、 10分の1を超える異議があった場合は、契約条件の変更は行えないこととしたものです。

また、6. のとおり、契約条件の変更に当たっては保険契約者等の十分な理解を求めることが必要であり、契約条件の変更がやむを得ない理由等を示した上で、異議申立て手続等を行わなければならないこととしたものです。

この異議申立てが成立しない場合には、変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したもの とみなすこととされています。 (保険業法第240条の12関係)

9. 契約条件の変更の公告等

保険会社は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたこと等を公告しなければならないとともに、3か月以内に、変更対象契約者に対し、変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならないこととしました。 (保険業法第240条の13関係)

10. その他

その他、契約条件の変更の手続の整備とあわせ、破綻処理に伴う契約条件の変更の対象とできない 保険契約 (特定契約) の範囲の見直し、基金に係る債務の免除を受けた場合の基金及び基金償却積立 金の取扱い等、所要の規定の整備を行っています。

(保険業法第56条、第56条の2、第250条等関係)



◎予定利率引下げスキーム◎

超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るための制度として、 保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより、契約条件を変更する仕組みを整備する。

保険会社からの契約条件変更の申出

・契約条件の変更を行わなければ、保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合

・必要があれば、経営改善努力を 促すため、報告徴求、業務改善命 令を実施



行政当局による申出の承認

・保険会社からの申出を受け、契約条件変更手続きに入ることが適当であれば、承認



解約の停止命令

・期限を付して解約の停止 等を命令



保険会社による契約条件の変更案の作成

- ・保険会社は、契約条件の変更案を作成(ただし、責任準備金のカットは不可。予定利率引下げの下限は政 令で規定。)
- ・総代会(株主総会)において変更案を決定 (特別決議 (3/4 (2/3) 以上の賛成))



・変更対象契約者や総代等に対し、以下の

- ような書類を事前に送付
 - ①契約条件の変更がやむを得ない理由
 - ②契約条件の変更の内容
 - ③変更後の業務及び財産の状況の予測
 - ④基金・劣後ローンの取扱い
 - (基金に係る債務の免除について必要な 法的手当てを行う)
 - ⑤経営責任に関する事項

筀

Ţ

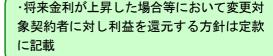
行政当局による契約条件の変更案の承認

・行政当局は、必要に応じ保険調査人による調査を実施 (保険契約者の権利が不当に害されていないか等を チェック)



変更対象契約者による異議申立(1か月以上)

- ・変更対象契約者に対し、必要な資料を送付
- ・引下げについて変更対象契約者から異議を受付け(変更対象契約者の1/10 を超える異議がある場合、引下げは否認)





契約条件の変更の公告/変更対象契約者への通知

解除

(文中意見にわたる部分は筆者の私見である。 金融庁総務企画局信用課保険企画室 矢田貝 泰之)

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第 156 回国会における金融庁関連法案」に入り、「保険業法の一部を改正する法律(平成 15 年 3 月 14 日提出、平成 15 年 5 月 9 日公布、平成 15 年 6 月 8 日施行)」、「保険業法の一部を改正する法律(平成 15 年 5 月 23 日提出、平成 15 年 7 月 25 日公布)」にアクセスしてください。



【金融ここが聞きたい!】

- ※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答(Q&A)などの中から、金融を巡る時々の 旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁 ホームページの「記者会見概要」のコーナーにアクセスしてください。
- Q: 先日、GDP4-6月期速報値が発表されましたが、(1) デフレ脱却の 兆しが見えたと考えていいのでしょうか?(2) また、日本経済が転換点を 迎えたと見ていいのでしょうか?
- A:(1)もう少し時間をかけて評価をしなければいけないと思います。

私自身は、今回の数字に関しては、若干よい傾向が出ておりますけれども、やはりデフレ傾向というのはなかなか根強いものだと思っておりますので、ここは引き続き、政府としてはしっかりと不良債権の処理を進めて、金融政策の効果が浸透できるような状況がつくれるように努力をする。 更には規制改革等々で経済活性化を果たす。日本銀行は日本銀行としての立場でと、まさに政府・日銀一体となって取り組んでいく必要があると思っています。

(2) (前略) この統計だけでどうこうということではないと思います。

ただ、企業の収益動向、株価の動向、不良債権の動向等々、総合的に勘案して、やはり日本の経済が今までよりは少し違う次元に移行しつつあるというような実感は持っております。ただ、経済の動きというのは、常にそんなにドラマティックではありません。非常に地味で、時間を要するものは時間を要するというふうには思っておりますので、こういう芽を大切にしながら、しっかりと構造改革を加速させることがあくまでも重要であると。その基本線がやはり重要だというふうに常に思っています。

(平成15年8月12日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

- Q: 金融審議会金融分科会第二部会において、信託業のあり方、金融機関 に対する公的資金制度のあり方、及び繰延税金資産の取扱いを含む自己 資本比率規制について報告がまとまりましたが、金融庁としてはどのように今後の行政に反映させていくのですか?
- A: 3つの報告、それぞれ当初から位置付けがかなり違っていたというふうに思っております。信託 の問題については、これは我々としても出来るだけ早く実務のベースに乗せて、法制化に向けて努力したいと思っている分野でありますが、それについては、そうした観点からのご報告をいただいたと思っております。

公的資金につきましては、その必要性も含めて非常に幅広い意見がある中で、幅広い意見を出来るだけきちっと出していただきたいと思っておりました。これは非常に幅広いご意見をいただいたと思っていますので、その幅広い提言がなされているという事実を踏まえて、金融庁の中でプロジェクトチームを作って、今後どのように行政としてこれを受け止めていくかということは、総合的に検討をしたいと思います。

繰り延べ税金資産については、これは当初から中間報告ではなくて経過報告であるということをもう去年の段階から申し上げておりました。これは一朝一夕に答えが出る問題ではありませんので、これは引き続き議論をしていただかなければいけない問題であります。我々が当初位置付けていたような報告をいただいたと思っております。

(平成15年8月5日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)



【お知らせ】

○ 金融庁ホームページに「ヤミ金融対策法」についての情報を掲載

深刻な社会問題となっているヤミ金融問題に対処するため、第156回国会において、ヤミ金融対策法 (貸金業規制法及び出資法等の一部改正法)が成立しました。金融庁ホームページでは、従来の「違法 な金融業者にご注意!」のコーナーにおいて、改正内容がご覧になれる「ヤミ金融対策法」についての 情報(「ヤミ金融対策法が成立しました」)を掲載しました。

金融庁としても、貸金業登録制度の強化により、悪質な業者が安易に貸金業登録を行い暴力団等から資金を得て組織的に貸付けを行うといった事例の排除に努めるとともに、相談体制の強化や捜査当局等関係機関との一層の連携強化に努めます。

○ 金融庁ホームページの「免許・登録などを受けている業者一覧」に「証券 金融会社」を追加

金融庁ホームページでは、預金・保険・証券取引・借入などの金融取引をご利用される方の保護や利便などを考え、銀行、保険会社、証券会社、貸金業者などの「免許・登録などを受けている業者一覧」を掲載しておりますが、今般、業者一覧に「証券金融会社」を追加いたしました。どうぞご利用ください。

〇 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【竹中大臣に質問!】、【伊藤副大臣に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけれど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「ご意見箱」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」あるいは「副大臣に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが 100 字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1 問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございます方は、「ご意見箱」へどうぞ。また、「大臣・副大臣への質問募集中」にもアクセスしてみてください。

〇 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「新着情報メール配信サービス」へどうぞ。



【7月の主な報道発表等】

1日(火) <u>アクセス</u> ・ 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の一部改正及び「平成 15 年度金融 庁政策評価実施計画」の策定

2日(水) 77セス ・ 東海東京証券株式会社に対する行政処分

アクセス ・ クレディ アグリコル インドスエズ証券会社東京支店に対する行政処分

アクセス ・ ベルギー金融情報部門との疑わしい取引に関する情報交換取極の署名

3日(木) <u>アクセス</u> ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その20)」の発出

8日(火) アクセス ・ しんきん証券株式会社に対する行政処分

9日(水) <u>アクセス</u> ・ 平成 14 年度金融庁委託調査「諸外国における不良債権のディスクロージャーの状況」の公表

・ 平成 14 年度金融庁委託調査「海外諸国の金融機関における償却・引当制度及び実務上の対応」の公表

10日(木) <u>アクセス</u> ・ 事務ガイドライン (「金融監督等にあたっての留意事項について (第一分冊:預金取扱い金融機関関係」)及び「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」)の一部改正

11日(金) <u>アクセス</u> ・ 証券会社に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案) に対するパブリック・ コメントの結果

<u>7/セス</u>
・ 事務ガイドライン(「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」)の一部改正

7/セス ・ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案) および 事務ガイドライン(案)の公表(パブリック・コメント)

16日(水) <u>アクセス</u> ・ 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」「中小企業の事業及び財務 再構築のモデル取引に関する基本的考え方」

17日(木) アクセス ・ 東濃信用金庫に対し、担保附社債に関する信託事業を免許

18日(金) | アクセス |・ みずほグループの産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

22 日(火) <u>アクセス</u> ・ 「特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令」の一部改正 (パブリック・コメント)

23日(水) 7/セス ・ 野村不動産投信株式会社に対し、投資信託委託業を認可 ・ 安田投信投資顧問株式会社に対し、投資一任契約に係る業務を認可

24日(木) <u>アクセス</u> ・ みずほグループの産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の変更の 認定



25日(金) <u>7クセス</u> ・ 保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行令等の一部を改正する 政令(案)の公表(パブリック・コメント)

> ・ 保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行規則の一部を改正する 内閣府令(案)の公表(パブリック・コメント)

アクセス ・ エイチ・エス・ビー・シー証券会社東京支店に対する行政処分

27日(日) あすへの投資を考えるタウンミーティング イン広島

28日(月) 金融審議会金融分科会第二部会開催

・ 信託業のあり方に関する中間報告書(金融審議会金融分科会第二部会報告)

・ 金融機関に対する公的資金制度のあり方について(金融審議会金融分科会第二部会報告)

29日(火) アクセス ・ 第14回金融審議会金融分科会第二部会(7/28 開催分) 資料

アクセス ・ 事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)の一部改正

アクセス ・ 金融持株会社に係る検査マニュアル (案) に対する意見等の公表

アクセス ・ 「金融持株会社に係る検査マニュアル」通達の発出

<u>アクセス</u> ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況

※ アクセス マークのある項目につきましては、 アクセス から公表された内容にアクセスできます。

